

みんなで街をきれいにしませんか

環境美化ボランティア活動 枚方市アダプトプログラム

1. 枚方市アダプトプログラム制度とは

枚方市が管理する道路や公園、駅周辺などの複数の公共場所を活動区域とし、市民団体や企業などが美化活動を行い、市がその活動を支援する制度です。

2. 「枚方市アダプトプログラム」について

申込団体（市内在住、在職・在学する者で構成される団体や、市内に所在する法人団体など、環境美化活動を継続して活動することができる**5名以上**の団体）と市で美化活動に取り組む内容や各々の役割について協議を行い、合意書の取り交わしをいたします。

(1) 団体の役割

- 市が管理する道路や公園、駅周辺など複数の公共場所を活動区域とし、団体と市で決定した活動を月に1回以上の定期継続的美化活動を実施していただきます。
- **3か月ごとに必ず活動内容を報告していただきます。（活動報告書の提出）**
- 市との合意内容に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行っていただきます。（変更届の提出）

(2) 枚方市の役割

- 清掃道具（ゴミ袋、ほうき、ちりとり、火ばさみ等）の提供または貸与
- 美化活動により集められたごみの回収及び処理
- 美化活動区域や活動団体などを示すためのアダプトサイン（看板）の貸与
- 美化活動中の事故等に備えた市民公益活動補償保険の加入手続き（任意の加入）

アダプトサイン(看板)



※ 設置場所が確保でき、団体自身で設置及び管理ができる場合に限りです。

(3) 合意書等の主な内容

- 参加団体の名称
- 美化活動の内容
- 活動を行う区域、期間・頻度
- 集積したごみの処理方法（集積場所・収集方法）
- 活動区域の標示板（アダプトサイン）の設置に関する事項
- その他必要事項

3. 注意事項

- 美化活動を行うにあたり、公序良俗に反する行為・政治活動・営業活動等のボランティア活動としてふさわしくない行為は禁止です。
- 美化活動を行う際は、作業の安全及び衛生面には十分にご注意ください。
- 活動状況によっては、市が必要に応じて指導及び助言を行う場合があります。

4. 枚方市アダプトプログラムへの参加のご案内

枚方市では、アダプトプログラムに参加していただける団体を随時募集していますので、活動に興味のある方や実施を検討しておられる方はお気軽に環境事業課（電話 072-849-7969）までご連絡ください。

5. その他

枚方市が管理する公園や緑地のみを活動区域とする「枚方市公園、緑地等のアダプトプログラム」も行っております。

また大阪府でも同様の取り組みを行っており、府道や府の管理する国道及び河川での「アドプト・ロード&リバー・プログラム」を、国土交通省では国道1号や第二京阪側道等での「ボランティア・サポート・プログラム」をそれぞれ実施しており、本市では各プログラムの実施団体及び各行政機関と協力体制をとって、地域の環境美化に取り組んでいます。

【くわしいお問い合わせは】

- ・「枚方市公園、緑地等のアダプトプログラム」 公園みどり課（電話 072-841-1404）
- ・大阪府の「アドプト・ロード&リバー・プログラム」
枚方土木事務所維持管理課（電話 072-844-1331 代表）
- ・国土交通省の「ボランティア・サポート・プログラム」
国土交通省近畿地方整備局道路管理課（電話 06-6942-1141 代表）